

鹿屋体育大学編入学規則

〔平成11年3月23日〕
規 則 第 6 号
改正 平成16年4月1日
規 則 第 3 6 号
平成16年11月4日
規 則 第 5 4 号
平成20年4月3日
規 則 第 1 4 号
平成27年3月18日
規 則 第 1 0 号

(趣旨)

第1条 鹿屋体育大学学則(平成16年規則第2号。以下「学則」という。)第21条に規定する編入学の取扱いについては、学則その他諸規則に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(入学人員)

第2条 編入学を許可する人員は、体育学部 to 若干名とする。ただし、第3年次編入学の入学定員及び収容定員については、学則第5条第2項に定めるところによる。

(入学資格)

第3条 第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (4) 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第126条第2項に定める専門学校の体育系学科等を修了した者。ただし、専門学校の修了者については、修業年限が2年以上及び総授業時間数が1,700時間以上の学校に限るものとする。

(入学の時期)

第4条 編入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(出願手続)

第5条 第3年次に編入学を志願する者は、別に定める出願書類に検定料を添えて、所定の期間内に提出しなければならない。

(選考方法)

第6条 編入学の選考方法は、本学が行う試験の成績、指定調書、成績証明書の内容及び健康診断の結果を総合して行う。

(合否の決定)

第7条 学長は、教授会の議を経て合否を決定し、その結果を志願者に通知する。

(既修得単位の認定)

第8条 第3年次編入学者の編入学前に修得した単位については、卒業所要単位数の5割(62単位)を一括して認定する。

2 編入学後の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第9条 第3年次編入学者の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

(授業料等)

第10条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法等については、学則第72条に定めるところによる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平16. 4. 1規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平16. 11. 4規則第54号)

この規則は、平成16年11月4日から施行する。

附 則 (平20. 4. 3規則第14号)

この規則は、平成20年4月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平27. 3. 18規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。